

チャレンジ！子どもがふみだす体験活動応援事業Q&A

事業1 Fukushima Kids Power Up 事業

Q1 令和5年度から変更となることは何ですか？

- A 令和4年度と変更はありません。(令和3年度から以下のように変更となっています。)
- 1 補助の必須条件として、今までの自然体験活動に「震災を学ぶ体験活動」が加わりました。
 - 2 福島の地域性を活かした多様な体験活動が補助対象になりました。
 - 3 自然体験活動の時間を1日2時間以上としました。(1泊2日であれば4時間以上、2泊3日であれば6時間以上で条件を満たすため、必須である震災を学ぶ体験活動のほか、福島の地域性を活かした多様な体験活動等を行うことができます)
 - 4 小中学生を対象とした社会教育団体の長期宿泊型自然体験活動の補助対象が、3泊4日以上(6泊7日以内)となりました。
 - 5 事業の目的変更に伴い、幼稚園、保育所等への補助は廃止となりました。

Q2 震災を学ぶ体験活動とはどんな活動ですか？

- A 児童生徒が東日本大震災について学ぶことができる活動で、以下のいずれかに該当する活動です。
- 1 東日本大震災について学ぶことができる「社会教育施設を訪問」しての活動
施設例：東日本大震災・原子力災害伝承館、福島県環境創造センター交流棟(コミュタン福島)、いわき震災伝承みらい館、相馬市伝承鎮魂祈念館等
 - 2 語り部や被災経験者、専門家等から東日本大震災当時や現在の福島県内の状況について話を聞いたり自分の考えをまとめたりする活動等
活動例：社会教育施設を訪れて話を聞く、自然の家で語り部から話を聞く、震災被害のあった現地を訪れて話を聞く、東日本大震災の経験をふまえての防災教育体験活動等
- ※ 防災炊飯のみでは該当の活動とはなりません。(必ず語り部等から話を聞いたりする活動を入れてください。)
- ※ 福島県教育委員会のホームページに施設・語り部のリストを掲載していますので参照してください。

Q3 どんな団体が補助を受けられますか？

- A 以下の団体です。
- 1 自然体験活動及び震災を学ぶ活動のほか多様な体験活動等事業(体験活動等の1泊から6泊以内の宿泊を伴う)を行う福島県内の小中学校、義務教育学校及び

特別支援学校小学部・中学部

- 2 長期宿泊型の自然体験活動及び震災を学ぶ活動のほか多様な体験活動等事業（小・中学生を対象とした3泊4日以上6泊7日以内）を行う福島県に主たる活動拠点若しくは事務所を有し、地域において青少年育成に取り組んでいる団体

Q 4 実施できる施設はどんな施設ですか？

A

- 自然体験ができる施設（宿泊施設）

自然の家等、「自然体験プログラム」※1と「震災を学ぶ活動」※2多様な体験活動のプログラム、生活体験プログラムを有し、荒天時での活動プログラムがあり、専門的なスタッフの指導（直接的・間接的）ができる施設。

- 震災を学ぶ体験活動ができる施設

東日本大震災について学ぶことができる社会教育施設

（東日本大震災・原子力災害伝承館、福島県環境創造センター交流棟（コミュニティ福島）、いわき震災伝承みらい館、相馬市伝承鎮魂祈念館等）

- 福島の地域性を活かした多様な体験活動等ができる施設

（ふくしま海洋科学館（アクアマリンふくしま）、博物館等の見学、市街地周遊体験活動、地域企業見学活動（工場、市場、卸売り市場等）、地引き網体験、農業体験、大堀相馬焼体験、等）

- ※1 自然体験プログラムについては、登山やハイキング、オリエンテーリング、スキーなど自然の中でできる多様な活動です。

- ※2 「震災を学ぶ活動」は、東日本大震災について学ぶことができる社会教育施設を訪問しての活動や語り部や被災経験者、専門家等から東日本大震災当時や現在の福島県内の状況について話を聞いたり自分の考えをまとめたりする活動です。

Q 5 具体的にどんな活動が補助対象となりますか？

A 自然体験活動（必須）、震災を学ぶ活動（必須）、福島の地域性を活かした多様な体験活動等です。

- 1 自然体験活動（必須）

オリエンテーリング、野外炊飯、キャンプファイヤー、星座観察、スキーやスノートレッキング等、施設のプログラムにあるもの

- 2 震災を学ぶ活動（必須）

- ① 東日本大震災について学ぶことができる社会教育施設を訪問しての活動
② 語り部や被災経験者、専門家等から東日本大震災当時や現在の福島県内の状況について話を聞く活動

- 3 社会教育施設等における見学活動、地域の特色を活かした多様な体験活動

※1：自然体験活動と2：震災を学ぶ活動の両方を行うことが必須です。3の活動のみでは補助対象となりません。

※参考プログラム例

< 1泊2日の例 >

		9:00	12:00		13:00	16:00		18:00	19:00
一日目				入所式	昼食	自然体験活動 (3時間)	夕食	語り部 受講	
二日目	朝食	自然体験活動 (3時間)		退所式	地域の特色を活かした活動				

※自然体験活動2日で6時間（必須：1日あたり2時間以上、2日間合計4時間以上）

< 2泊3日の例 >

		9:00	12:00		13:00	16:00		18:00	19:00
一日目		震災を学ぶ体験活動 「原子力災害伝承館」等の施設見学					夕食	ナイト ハイク (1時間)	
二日目	朝食	自然体験活動 (3時間)		昼食	自然体験活動 (3時間)		夕食		
三日目	朝食	退所式	地域の特色を活かした 活動						

※自然体験活動3日で7時間（必須：1日あたり2時間以上、3日間合計6時間以上）

※ 別紙「ふくしまキッズパワーアップ事業 冬の活動について」も参考にしてください。

Q6 事業の実施期間はいつからいつまでとなりますか？

A 実施期間は、令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）までとなります。

予算には限りがありますので、期間内であっても補助できない場合があります。

申請書の受付期間は、令和4年4月1日（金）から令和5年1月26日（木）となります。

Q7 どんな経費が補助対象となりますか？

A 補助対象となるのは、活動費、交通費、宿泊費です。

1 活動費

自然体験活動及び震災を学ぶ活動等多様な体験活動に係る費用及びその準備にかかる消耗品費、自然体験活動及び震災を学ぶ活動等多様な体験活動を行うため

の講師謝礼、講師交通費、野外炊飯用薪代（昼食時の野外炊飯の食材費は補助対象外のため、食材費とセット料金となっている薪代は対象とはなりません。）、キャンプファイヤーセット、しおり作成用紙代等とします。

なお、個々に作成するクラフト等の教材費やレンタル代、リフト・ロープウェイ代、施設入館料等個人に係る経費については補助対象外となります。

※ 雨天時プログラムの焼き板作成に利用する薪代は補助の対象となります。

2 交通費

貸切バス代のほか、公共交通機関の利用に係る費用とします。レンタカーを移動の手段とする場合は、その借上代を補助対象とします。

また、貸切バス・市町村バス・スクールバス（自然の家のバスは除く）の高速自動車道等有料道路通行料、体験活動場所等の駐車料金等も補助対象となります。ただし、レンタカーに係る燃料代及び任意の保険料、免責保証制度加入料等は補助対象外となります。

旅行傷害保険（児童・生徒のみ）も補助対象とします。

3 宿泊費

自然体験活動及び震災を学ぶ活動等多様な体験活動プログラムを有する施設に宿泊する場合、宿泊費を補助対象とします。自然の家での宿泊などにより、施設使用料が無料になる場合には、リネン代等の通常宿泊代に含まれる経費を宿泊費とみなします。なお、宿泊費には、夕食及び朝食代を含めることとします。（夕食・朝食としての野外炊飯の食材費は宿泊費に計上する。）

※ 引率については、子どもたちと同様の経費を補助しますが認める人数は以下のとおりとします。

小・中学校、義務教育学校の教職員は、校長が必要と認める合理的な人数とし、学級数に3を加えた人数をその上限とします。

特別支援学校及び小・中・義務教育学校の特別支援学級が事業を実施する場合、教職員は校長が必要と認める合理的な人数とします。また、教職員以外の引率人数は、参加する子どもの人数と同数をその上限とします。なお、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒についても同様とします。

社会教育関係団体については、当該団体の代表者、役員、指導者、補助対象となる児童生徒の保護者又は責任をもって児童生徒を保護することができる成人（学生を除く。）とし、児童生徒10名以下の場合は1名、それ以上の場合は10名ごとに1名ずつ増員することができます。

Q 8 補助対象外となる経費とは、具体的にどのようなものですか？

A 昼食代及び個人に係る経費（飲み物代、レンタル代、リフト代、個々で製作する

クラフト等教材費、登山時のロープウェイ代、施設入館料等)

※ 詳しくは、実施要領4(3)及びQ7を参照してください。

Q9 補助の金額はどのようになっていますか？

A 補助対象経費(宿泊費、活動費、交通費)の80%以内(小数点以下切り捨て)で上限100万円とします。

なお、経費は事業の目的に照らして必要最低限の範囲内に抑えられるようお願いします。

※ 「補助金交付要綱 別表第2」もご確認ください。

Q10 申請等はどこにすればよいですか？

A 直接、福島県教育庁社会教育課へ申請してください。その他の書類の提出や問合せも同様とします。

申請については、4月1日(土)以降に実施する団体を受け付けますが、申請書の提出は原則として実施日の1か月前としています。特例として、4月1日(土)から5月12日(金)の間に事業を実施する場合は、必ず事前に社会教育課に連絡して、4月14日(金)までに提出してください。

申請書等の様式は、福島県教育庁社会教育課のホームページからダウンロードしてください。

Q11 申請時はどのような書類を提出すればいいですか？

A 申請は、第1号様式(補助金交付申請書)、第2号様式(事業計画書)、参加者名簿(任意様式、自然の家等に提出するもので可)、第3号様式(収支予算書)、活動計画書(自然の家等に提出するもの。なければ第2号様式に詳細に記載する)、債権者登録申請書及び通帳のコピーとなります。

なお、補助金の交付が事前に必要な場合は、第10号様式(概算払請求書)も併せて提出してください。

※ 収支予算書には、補助対象経費のみ計上してください。(昼食や飲み物、個人に係る経費等、補助対象外経費は計上しないこと)

※ 概算払請求には条件がありますので、「実施要領 6 補助金の支払」を参照してください。

※ 債権者登録申請書の氏名1には「学校名・団体名」、氏名2には「代表者職名・氏名」を記載してください。

※ 民間の施設を利用する場合は、要綱・要領に沿った活動プログラム及び専門スタッフを有する施設であるかが分かる書類の提出を求める場合があります。

◎ この補助金は、基本的に「精算払い」です。

補助金の入金には事業終了後、実績報告書の審査後に補助金額の確定通知を受けて、「補助金交付請求書」提出から約1か月程度かかります。

※ Q13も参照してください。

※ 別紙『(事業1) ふくしまキッズパワーアップ事業 補助金交付までの流れについて』を、十分にご確認ください。

Q12 交通費(バス代)の対象や条件はどのようになっていますか？

A 交通費が、10万円(往復・片道いずれの場合も)を超える場合、2社以上からの見積書が必要です(相見積)。

※ Q7-2を参照してください。

Q13 事業終了後は、何を、いつまで提出すればいいですか？

A 事業終了後は、第7号様式(完了報告書)、第8号様式(実績報告書)、第8号様式の別紙1(収支決算書)、参加者名簿(任意様式)を提出します。その後県教育委員会から「額の確定通知」が届いた後、指定された期日までに第9号様式(補助金交付請求書)を提出します。

A 収支決算書に計上されている経費については、支払った際の領収書や振込の際の書類の写しも添付するようになります。(支払済のものを添付する。)

A 第7号様式(完了報告書)は、事業完了後10日以内に提出してください。第8号様式(別紙1及び参加者名簿含む)は事業完了後2か月以内に提出してください。補助金額の確定後は、指定された期日までに第9号様式(補助金交付請求書)を提出していただき、その後補助金が支払われます。支払いまでは、1か月程度かかりますので、補助金が交付されるまでは、それぞれの団体で対応することになります。

※ 実績報告書には、各活動における写真も添付していただきますので、各活動内容が分かる写真を添付してください。

※ 収支決算書には、実際にかかった補助対象金額を記載してください。

(欠席者・早退者の利用していない支払い分は、補助対象とはなりません。)

※ 収支決算書には、証憑書類(領収書等)を添付していただきますが、領収証の写しを提出の場合は、奥書証明(原本に相違ないことを証明する～)を記載してください。詳しくは、「実施要領【申請書等の取扱に関する事項】11 証憑書類」をご確認ください。

※ 支払いは「現金」で行ってください。振込手数料は各団体負担とします。

クレジットカード、ポイントカード等を使用した場合は、補助対象外となります。(還元金やポイント等、個人の利益が発生するため)